



F A X 送信書

送信枚数 2 枚

事 務 連 絡
平成 19 年 7 月 11 日

公益法人事務担当者 殿

厚生労働省医政局医事課
企画法令係

裁判員制度の広報啓発活動に関する協力について（依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、法務事務次官より「裁判員制度の広報啓発活動に関する協力について（依頼）」の通知があり、厚生労働省に対して広報啓発活動に対する協力を求められたところであります。

貴法人におかれましても、別添の通知の趣旨をご理解いただき、今後とも、法務省の裁判員制度の広報啓発活動に対して御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

※ この依頼は特段の作業をお願いするものではありませんが、下記法務省のホームページ等もご参考に、平成 21 年スタートの裁判員制度へのご理解をお願いするものです。

【法務省ホームページ】

<http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/index.html>

【連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

中央合同庁舎第 5 号館

厚生労働省医政局医事課

企画法令係 唐戸

(TEL) 03-5253-1111 (内線2569)



(別添)

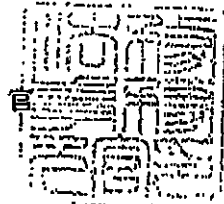
法務省刑総第706号

平成19年5月9日



厚生労働事務次官 殿

法務事務次官



裁判員制度の広報啓発活動に関する協力について（依頼）

日ごろより、法務行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成16年5月28日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が公布されてから間もなく3年が経過します。

同法律附則第2条は、裁判員制度が、司法への参加についての国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであることにかんがみ、制度実施までの間に、政府全体に対して、制度についての国民の理解と関心を深め、その主体的な参加が行われるようにするための広報啓発活動を行うことを求めています。

そのため、法務省、検察庁等では、これまでも説明会の開催、広報資料の配布等により、裁判員制度の広報啓発に努めてきたところです。

裁判員制度は、平成21年5月までには実施されるどころ、それに先立ち、平成20年秋ころまでには裁判員候補者名簿の調製手続が始まることから、法務省、検察庁等では、制度の円滑な実施に向け、説明会の開催、広報資料の配布等の広報啓発活動をより一層進めていきますので、改めて貴省の協力方よろしくお願いいたします。

また、貴省職員、関係機関・団体等に対しましても、周知方よろしくお願いいたします。

【連絡先】

法務省刑事局総務課裁判員制度啓発推進室

(担当) 神吉

電話番号 3580-4111 (内線5652)

3592-8106 (直通)

F A X 3592-7727

E-mail sk960563@moj.go.jp